

平成25年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率を公表します。

平成19年6月に公布された、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算から財政健全化にかかる各指標の公表が義務付けられました。また、平成25年度決算で基準を超えると公表とあわせて早期健全化計画・財政再生計画・経営健全化計画のいずれかの策定も義務付けられています。

比率名 健全化判断比率

比率名	平成25年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	15.00%	
②連結実質赤字比率	—	20.00%	
③実質公債費比率	11.2%	25.00%	
④将来負担比率	78.5%	350.00%	

比率名 ⑤資金不足比率

会計名	平成25年度	経営健全化基準	備考
智頭町水道事業会計	—	20.00%	
智頭町病院事業会計	—	20.00%	
智頭町簡易水道事業特別会計	—	20.00%	
智頭町公共下水道事業特別会計	—	20.00%	
智頭町農業集落排水事業特別会計	—	20.00%	

※ 「—」は、当該比率が生じていない（黒字である、将来負担比率がゼロ以下である）ことを表しています。

〔各指標の説明〕

① 実質赤字比率

一般会計等の赤字が標準財政規模に占める割合

(※) 標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模
智頭町の平成24年度標準財政規模は、3,603百万円

② 連結実質赤字比率

全会計の赤字が標準財政規模に占める割合

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費の標準財政規模に占める割合

(※) 18%以上になると、地方債の発行に関して県知事の許可が必要となります。

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合

⑤ 資金不足比率

公営企業会計ごとの資金不足額が事業規模に占める割合